

公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地場産業の再生を図り本県の林業・木材産業等の振興に資するため、公共建築物木造・木質化推進事業に要する経費について、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日4林政経第899号林野庁長官通知）。以下、「実施要領」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、別表1の事業実施主体とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は別表1のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）を超えないこととする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条に基づく補助金の交付申請をする場合は、次に掲げる書類各1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業実施主体が市町村以外の場合は、誓約書（第16号様式）
- (5) 環境負荷低減チェックシート（その他事業者向け）（第17号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書類を提出するに当たって、補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項第2号の事業計画書（第2号様式）について、別表2に基づき作成するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、第4条第1項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該申請者に対し、補助金の交付の決定を書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、第4条第2項の規定により補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、事業計画書(第2号様式)に記載の内容において、変更の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書(第4号様式)に、第4条第1項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、補助事業者は当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減を生じるもの
- (2) 事業種目の新設、廃止を生じるもの
- (3) 事業実施主体ごとの事業量の30%を超える増減を生じるもの

(着手届)

第9条 補助事業者は、事業に着手したときは、当該事業着手から10日を経過した日又は補助金の交付決定から10日を経過した日のいずれか遅い日までに着手届(第5号様式)に工事請負契約書又は売買契約書の写し及び工事請負業者の着工届の写し(請負工事を発注する場合に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度の9月末日における遂行状況を次に掲げる書類により、翌月の10日までに知事に報告しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合においては、随時報告を求めることができるものとする。

- (1) 事業遂行状況報告書(第6号様式)
- (2) 公共建築物木造・木質化推進事業遂行状況報告(第7号様式)

(翌年度にわたる工期変更の承認)

第11条 補助事業者は、事業計画書に記載した工期について、翌年度にわたる工期の変更をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 繰越承認申請書(第8号様式)
- (2) 事業変更計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 繰越理由書(第9号様式)
- (5) 繰越額計算書(第10号様式)
- (6) 工程表(第11号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める事業変更計画書、収支予算書及び工程表の記載の方法については、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書の事業費及び経費内訳欄並びに収支予算書の予算額欄の記載は、年間計画額を上段に、年度内完了予定額を中段に、繰越額を下段にそれぞれ裸書きすること。
- (2) 工程表は、繰越を必要とする工程について、当初を上段、変更を下段に適当な記号で表示すること。

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、補助金の交付決定をした場合において必要と認めるときは、交付の決定を行った補助金額の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求書（第 12 号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(事業実績報告)

第 13 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書及び知事が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（第 13 号様式）
- (2) 事業成績書（第 2 号様式）
- (3) 収支精算書（第 3 号様式）
- (4) 契約に関する書類の写し
- (5) 請負工事がある場合には、請負業者等からの完了届の写し及び出来高設計図書等
- (6) その他事業の実績を確認するための書類及びその写し

2 補助事業者は、事業実績報告を行うに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(指示及び検査)

第 14 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、現場、帳簿等の検査を行うものとする。

2 知事は、前条の書類を受理したときは、速やかに、竣工検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、第 13 条の規定により提出された実績報告書類の審査及び第 14 条第 2 項の竣工検査の結果が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の額の再確定)

第 15 条の 2 補助事業者は、前条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 条第 1 項に準じて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて額の確定を行い、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 補助事業者は、第 15 条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付請求書（第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 知事は、第16条の規定による請求書の提出があった場合において、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 第14条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合には、知事は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第15号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)又は農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)別表に定められている耐用年数に相当する期間内に、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事は、補助事業者が前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該補助事業者に対し、その収入の一部を県に納付させることがある。

(帳簿等の保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を5年間整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な書類を整備保管しておかなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成23年度繰越事業の補助金から適

用する。

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

この要綱は、平成27年3月2日から施行し、平成26年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業の補助金から適用する。

別表1(第2条、第3条関係)

公共建築物木造・木質化推進事業 補助率

事業区分	事業種目	事業内容	工種	事業実施主体					備考
				市町村	資地方公共団体が出資する法人 ※1	特別区	組合 地方公共団体の	整備主体 ※2	
木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設 木製外構施設 附帯施設	15%	15%	15%	15%	15%	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として補助率を1/2以内とする。 ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合(※) (※ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。) 被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。
			木質内装	3.75%	3.75%	3.75%	3.75%	3.75%	ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。 被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。

注) ①事業実施主体について

ア 地方公共団体が出資する法人(※1)

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体(※2)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に掲げる施設の整備主体とする。

(1)採択基準

- ① 木造公共施設にあっては、原則として、床面積1m2あたりの地域材利用量が0.18m3以上であること、かつ延べ床面積が300m2以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあっては、対象施設の延べ床面積が300m2以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300m2以上であること。
- ② 木造公共施設にあっては、原則として、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分(以下「構造耐力上主要な部分」という。)に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)に適合すると認められ、格付けされたもの(以下「JAS製材品」という。)を使用すること。
- ③ 事業実施主体は、木造公共施設にあっては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあっては、木質内装の整備後に、都道府県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。
ア 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。
イ 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。
- ⑤ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ⑥ 被災施設等の再整備を行う場合の1事業費は、木造公共施設、木製外構施設及び附帯施設にあっては、おおむね500万円以上とし、木質内装にあってはおおむね100万円以上とする。
- ⑦ 被災施設等の再整備にあっては、地域材利用量を回復し、被災した地域における木造公共建築物等の再建に取り組むものであることとし、補修、修理である場合、又は被災した木造公共建築物等の木造部の延べ面積が300m2未満(木質内装事業においては木質内装面積300m2未満)である建築物等を再整備する場合は、①及び③の規定は適用しない。

(2)補助対象経費

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日4林政経第899号林野庁長官通知。以下、「実施要領」という。)別紙1による。

(3)細則

実施要領 別表2による。

別表2(第4条関係)

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	呼称単位	
			A	B
木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 附帯施設	棟 基	延べ床面積 ^{m²} 延べ床面積 ^{m²}

※呼称単位A、Bは事業量の単位を示す。